

「将来しなければならぬ相続税の申告に備え、また、その予行演習をやらされている気分だ」

今年から提出が義務付けられたある書類の作成を巡って、一部の富裕層やその顧問税理士の間からため息が漏れる。

その書類とは「財産債務調査」。前年の所得が2000万円を超え、前年末時点で財産を3億円以上持つ人が主な対象だ。財産などの明細を記載して、所得税の確定申告書とともに、毎年3月15日までに税務署に提出しなければならない。初めてとなる今回の提出期限まであと2カ月だ。

**細かい記載内容**

記載すべき中身は極めて細かい。財産は土地や建物、預貯金、有価証券などに分ける。土地と建物は用途や所在、面積、価額を書き、預貯金については定期預金などの種類別に金額を記す。国外財産も含めてだ。税理士の間では「財産情報の収集やその記載には、相続申告時と同じか、それ以上の手間がかかる」との声が上がっている。

すでに2年前には、国外に5000万円超の財産を持つ人を対象に「国外財産調査」の提出が義務付けら

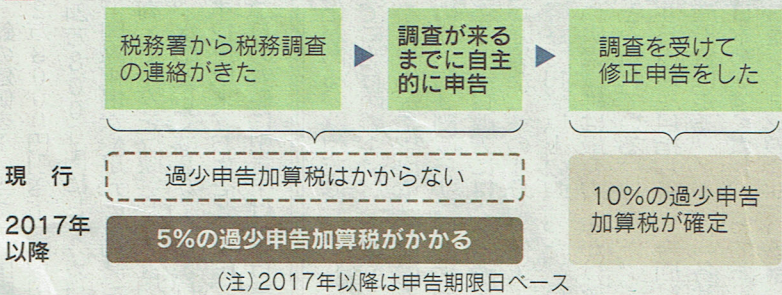
# 相続 待ち受ける課税強化

## A 個人財産にかかわる税制の主な変更点

	内容	ポイント
2016年	財産債務調査書の提出を義務付け	年間所得2000万円超で財産が3億円以上(前年12月31日時点)ある人は財産の詳細を毎年3月15日までに申告
	贈与税の配偶者控除が使いやすくなる	「贈与契約書」が申告の添付書類として認められる
	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税拡充	薬局で購入する不妊治療薬も対象とすることを明確に
	住宅取得資金の贈与の非課税枠の引き上げ	10月～2017年9月の契約分を対象に上限3000万円に
17年	修正申告に対する加算税を強化(図B参照)	相続税で申告漏れが目立つ「名義預金」の把握に効果
	各国の税務当局間の情報交換を強化	国外財産の把握がさらに進む
18年	生命保険の支払調書の対象拡大(図C参照)	相続税で申告漏れが目立つ「保険契約の権利」の把握に効果
19年	教育資金、結婚・子育て資金、住宅取得資金の各贈与・非課税制度の期限到来	この年の3月末(住宅は6月末)の贈与分・契約分をもって終了(延長の可能性はある)

(注)住宅取得資金の非課税枠は2017年10月から段階的に引き下げ

## B 相続税などで申告漏れをすると加算税がかかりやすくなる



## C 死亡保険などで相続税がかかる主なケース(父が死亡すると想定)

契約パターン			課税される財産は？
契約者(保険料負担者)	被保険者	保険金の受取人	
父	父	子	受け取った死亡保険金 <i>申告漏れは比較的少ない</i>
父	母など	子	保険金を将来受け取る権利(子が新たな契約者になる場合) <i>申告漏れが現行制度では起きやすい!</i>

(注)死亡保険金には非課税枠(500万円×法定相続人の数)がある。権利の対象となるのは解約返戻金が出る保険で、その相当額で評価する

# 名義預金申告漏れ注意

「今回からは2種類の調査を同時に提出する人も多く出てくる。ある税理士は「顧客から、なぜ似たような調査がいくつも必要なのかと問われ、困っている」と漏らす。

国税庁が個人の財産把握に一段と力を入れる狙いは明白だ。将来、相続が起きるときの相続税の申告漏れを極力防ぎたい。「富裕層の意識を高めるのに、保有

財産の中身を定期的に見直しさせる仕組みの導入が効果的だと考えたのだろう」と藤田武美税理士はみる。

他にも財産にかかわる税制変更が今後控える(表A)。相続税について納税者の申告漏れを防ぐという国税庁の意図がうかがえる変更点が多い。

相続税はもともと申告漏れが他の税金に比べて多い。税務署による税務調査の対象となった人のうち約8割が申告漏れを指摘され、追徴課税されている。相続財産のうち特に申告漏れが多いのは預金で、そ

の比率は全体の36%(2014年7月～15年6月の税務調査)。有価証券(15%)や土地・家屋(15%)と比べて突出している。

理由は「名義預金」の存在にある。親が子どもなどの名義で口座を作り、実質的に自分で管理していた預金だ。本来、子どもは相続財産として預金額を申告する必要はあるが、実際には怠る人が多い。「はじめは意図的に申告漏れをし、税務署の出方を察してから修正申告を出す例が後を絶たない」(税務署関係者)

そういった行為を抑止しようというのが「過少申告加算税」の強化だ(図B)。現行制度では、名義預金を申告しなかったとしても、もし税務署が税務調査に来るまでに自主的に申告(修正申告)すれば、ペナルティーを避けられる。意図的な申告漏れを誘発しやすいとされる。

これに対して17年以降は、申告漏れをして、税務調査までに修正申告したとしても、過少申告加算税が課されることになる。調査が入る場合、税務署から事前に電話でその旨の連絡が入るが、その時点で修正申

告に5%の加算税を課される規則になるのだ。

思い直して後から修正申告を出しても手遅れだ。税務調査を受けた後に修正申告をした場合、過少申告加算率は現行も17年以降も10%と定められている。

申告漏れをけん制する制度は他にもある。18年から拡充される生命保険の「支払調書」の制度だ。

生命保険で相続税の対象になる財産は2種類ある(表C)。ひとつは死亡保険金。例えば自らを被保険者に指定し、保険料を支払っていた父が亡くなり、子どもが死亡保険金を受け取るケースだ。

死亡保険金には非課税枠(500万円×法定相続人の数)があるが、それを超

える分は課税される。生命保険会社が死亡保険金支払いの記録を支払調書として税務署に提出することあり、申告漏れは多くない。

**保険権利も対象**

もうひとつは、保険金を将来受け取る「権利」を相続する場合だ。例えば被保険者を母、受取人を子どもとして父が保険料を支払っていた保険契約があり、その父が死亡したとする。被保険者が死亡したわけではないのでこの時点で死亡保険金は下りない。

一方、亡父の契約を子どもが新たな契約者として引き継ぐと、将来、母が亡くなったときに子どもは保険金を受け取ることになる。

この権利は財産価値があるともなされる。「相続時点での解約返戻金相当額で価値を換算し、申告する必要がある」(税理士の西野道之助氏)

ところが現実には申告漏れが多い。そもそも課税対象となることを知らない人が多い(「税理士法人平川会計パートナーズ代表社員平川忠雄税理士」からだ)。そこで国税庁は、現行では税務署に通報されない契約者の変更情報や18年から支払調書の提出対象に含め、納税者への周知につなげる考えだ。加算税を課されるような事態を避けるには、こつとした仕組みを理解しておくことが大切になる。

(編集委員 後藤直久)